**○関東地方整備局告示第百二十三号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十九日　関東地方整備局長　下保　修

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百六十八号

(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 横浜市栄区飯島町字外広地二一四番二から同市栄区飯島町字外広地一一九番一まで | 前 | 〇・〇〇～三六・一七メートル | 〇・一七四キロメートル |
| | 後 | 二三・〇一～四二・三三メートル | 〇・一七四キロメートル |

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

**○関東地方整備局告示第百二十四号**

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十九日　関東地方整備局長　下保　修

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百六十八号

(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 横浜市神奈川区羽沢町字天屋五四番五地内 | 前 | 一〇七・二〇～一一七・〇〇メートル | 〇・〇七四キロメートル |
| | 後 | 一〇七・二〇～一一五・九〇メートル | 〇・〇七四キロメートル |

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

**○関東地方整備局告示第百二十五号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十九日　関東地方整備局長　下保　修

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 四百六十六号 | 横浜市神奈川区羽沢町字天屋五四番五地内 | 関東地方整備局及び同局横浜国道事務所 |

**○関東地方整備局告示第百二十六号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十九日　関東地方整備局長　下保　修

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百六十八号

(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 相模原市南区当麻字上河原二七五三番二から同市南区当麻字谷戸下二三〇〇番まで | 前 | 〇・〇〇～三〇三・六〇メートル | 〇・五九〇キロメートル |
| | 後 | 二・〇〇～四七九・〇〇メートル | 〇・五九〇キロメートル |

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

**○関東地方整備局告示第百二十七号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十九日　関東地方整備局長　下保　修

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 四百六十八号 | 相模原市南区当麻字上河原二六六八番一地先から同市南区当麻字上河原二六四四番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ） | 関東地方整備局及び同局横浜国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十三年三月二十九日

**○関東地方整備局告示第百二十八号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十九日　関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　埼玉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年関東地方整備局告示第百十二号幸手都市計画道路事業

三・四・五十八号春日部久喜線

三　事業施行期間　自平成十七年三月二十三日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

**○関東地方整備局告示第百二十九号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十九日　関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　千葉県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十三年建設省告示第三千九百二十六号千葉都市計画、船橋都市計画、成田都市計画、佐倉都市計画、習志野都市計画、八千代都市計画、鎌ケ谷都市計画、四街道都市計画、八街都市計画及び印西都市計画下水道事業印旛沼流域下水道

三　事業施行期間　自昭和四十三年十二月二十八日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

**○関東地方整備局告示第百三十号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十九日　関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　千葉県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十七年建設省告示第五百五十六号松戸都市計画、柏都市計画、流山都市計画、我孫子都市計画、鎌ケ谷都市計画及び印西都市計画下水道事業手賀沼流域下水道

三　事業施行期間　自昭和四十七年三月二十五日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし